

東洋学報 第六十八卷第一・二号 昭和六十二年一月

論 説

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐつて

岡 田 功

はじめに

漢代に対匈奴防衛のための施設として、甲渠候官が置かれた居延破城子 (Mu-durbel-jin) の地から、一九七三・四年の発掘調査⁽¹⁾により、「塞上烽火品約」なる軍事関係、とりわけ烽火に関する細部規定が出土した。この「品約」は、本稿の後で論ずるよう、いわゆる「軍約」に属するものと考へてよいだろう。

戦国秦漢時代を通じて戦闘集団や民間の社会集団などには、強制力をもつて集団の秩序維持の機能を果した法

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐつて

岡田

的規範たる「約」が存在し、またそれは、歴史的に大きな意味をもつていていたという事実がよく知られている。とくに軍事に関わる集団内部の統制、秩序維持の機能を有する規約を軍約と称するわけであるが、軍約の性格その他については、増淵龍夫・大庭脩氏の優れた研究成果がある。⁽²⁾

軍約についての両者の立論の立場は、増淵氏が、当該社会内部に存在する諸集団内で様々な機能をもつ「約」に着目し、その一環として諸集団の性格と関連させて軍約を捉えたのに対して、大庭氏は、秦漢法制史の制度的側面から律令と軍約との有機的連関を問題としつつ、軍約を捉えたといえよう。両者の論ずるところから、軍約の性格について大まかに言及すると、以下のようになろう。

戦国時代、「國」の三軍には軍約が存在し、それは將軍に任せられた者が、軍隊の成員全体に対して「約束」として発布したものである。しかも一旦布告された軍約は、全員の熟知徹底を建前に厳しい刑罰規定が伴つており、軍約を布告した將軍自身にも厳格に責任をもつ態度が要請された。こうした傾向は、漢代に至ってもなお生き続けたのである。

こうした戦国時代以降漢代に至る軍約の性格をふまえて、本稿では、この「塞上烽火品約」を分析して検討を加えつつ、本品約のもつ特質並びに問題点を論じ、今後の軍約研究の一助としたい。

一 予備的考察

発掘報告⁽³⁾から概観すれば、「塞上烽火品約」は、居延の漢代甲渠候官置所中たる第一六号室内より発見され、出

土状況は、裏面を上にして順序よく排列されて一七枚共に出土したとある。同地点から後漢時代建武八年（D. 32年）の木觚が出土しており、本品約も建武初年期のものとみられている。簡の体裁は、長さ三八・五cm、幅一・五cmで、漢代の一尺すなわち二三cmよりも一五cm余り長い。漢代では、法律として明示される簡の長さを、とくに長く作つており、律令を発する場合、おおよそ二尺四寸～三尺（五五～七〇cm）位で指示されたものと考えられている。⁽⁴⁾ とすれば、本品約の長さはこの規定に入らず、少くとも律令ではないことは確かであろう。

簡には一箇毎に●印が施されており、これらは一箇ずつ独立した条文である点が判明するが、内容上はこれら全体で一つの意味を表わしているところから、冊書とみてよい。また筆跡も同一ではないかと考えられる。⁽⁵⁾

近年の永田英正氏による旧居延漢簡の分類作業をとおした集成⁽⁶⁾の中に、「挙書」がある。「挙書」とは、信号報告書であつて、隙が檄（警報）を受けた時刻、信号の種類、数を記して後方に報告した、その報告書をいう。「挙書」の挙は信号を意味し、挙には表、煙、火、積薪の四種⁽⁷⁾があつたとされ、表もしくは蓬は旗や吹流しの類、煙はのろし、火は苣火、すなわちたいまつ、積薪は薪を積み上げたものに火をつけて燃やす信号であるといわれる。これらは烽火規定に法つて、昼夜及び緊急時などに応じて使い分けられた。「塞上烽火品約」は、信号を発するための烽火規定であつて、「挙書」とは異なり、これのみで独立する「品約」として捉えねばならない。⁽⁸⁾

こうした点からみれば、本品約は一六号室の壁面に掲げられていたと想像され、甲渠候官第一六室は、おそらく初師賓氏⁽⁹⁾のいわれる如く、甲渠侯の詰め所であった可能性が高く、甲渠侯はこの「塞上烽火品約」を所管の各

候・隸の候・隸長をとおして卒全員に熟知徹底させたものと推測できよう。

次に、本品約の従来の研究状況を解説する前に、大庭脩、永田英正氏らの諸研究⁽¹⁰⁾をもとに、居延地区の軍事組織を概略しておこう。

居延地区の軍事組織を眺めると、都尉府→候官→候→隸となつてゐる。隸は最末端の監視哨であり、整とよばれる天日で干したレンガで作つた、高さ一〇m位の見張台である。台の上に四m位のはねつるべを据えて、台のまわりは塙とよばれる土壁で囲み、その上に一～三のロクロがついた烽干が備えつけられている。こうした建物の近くには、大小の別がある積薪が置かれ、また周囲には、天田とよばれる、土砂をきれいにならして敵が接近しても隸卒が逃亡しても足跡が残る、というしくみを作つていた。隸の人数は、隸長以下三～五人位で、隸と隸との距離は、およそ一四〇〇～二四〇〇m位である。隸に勤務する戍卒の主たる任務は、敵情監視と天田の見回りであつて、異常がなければ、一ヶ月まとめて「異常なし」の報告を候へ提出し、候では自らの管轄下に入つてゐるいくつかの隸からの報告を、とりまとめ候官へ送るシステムになつてゐた。隸の中でも候長・候史の駐在している隸が候であり、候の人数は、候長と候史並びに隸卒一〇人位であろうとされている。

漢代河西四郡（武威・張掖・酒泉・敦煌）の一つ張掖太守の管轄下に、北の居延と南の肩水とに都尉府を置き、これを対匈奴の二大軍事基地とした。漢簡によつて、北の居延都尉府下には、殄北・甲渠・卅井・居延（居延には都尉府が并置）の四候官があり、南の肩水都尉府下には、渠佗・広池・肩水（肩水には肩水都尉府が并置）の三候官のあつた事実が、今日までのところ判明している。候官の人数は、おおよそ一〇〇人前後で、甲渠候官の場合、

管轄する候・隊の数は、候が一五、隊が八九であり、平均すると少くとも六隊に一つの割で候の設置がみられたことになる。⁽¹¹⁾ 候官にはあらゆる事務手続の任務が集中されており、永田氏の理解⁽¹²⁾によれば、食糧の配給、内郡から送付される賦錢の管理、及び賦錢による候隊の必需品の購入ないし供給をなす兵站基地であると同時に、公私にわたる経済生活の中心であったという。

こうして匈奴侵入の報は、隊から候を経由して、最終的に北は居延都尉府に、南は肩水都尉府に伝達された。

二 研究史の整理

本品約を専論した主な研究成果に、今日までのところ、①甘肅省居延考古隊簡冊整理小組「『塞上烽火品約』釵文」「考古」一九七九一四、②薛英群「居延△塞上烽火品約▽冊」「考古」一九七九一四、③徐苹芳「居延敦煌発見的△塞上蓬火品約▽」「考古」一九七九一五、④傅振倫「東漢建武塞上烽火品約考釵」「考古与文物」一九八〇一二、⑤吳初驥「漢代蓬火制度探索」「漢簡研究文集」甘肅人民出版社、一九八四年所収、⑥初師賓「居延烽火考述—兼論古代烽号的演変—」同上、⑦何双全「△塞上烽火品約▽詮釵」「考古」一九八五一九があげられ、①～⑥は各簡の文字の異同を正している点で共通している。以下、上記の諸氏の論文を本稿では、便宜上①～⑦の数字で示すことにする。

①は、本品約の釵文のみである。②は、本品約が各種の具体的な情況下で使用すべき異なる連合防衛警報を規定しているとし、その規定と要求によって、(一)昼と夜に侵入する居延の防禦前線、(二)異常と特殊情況、(三)協同防

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

衛要求と補充の具体的やり方、の三項目に分類する。そして、本品約を居延都尉府下の甲渠・殄北・卅井なる三候官での共同防衛条約と位置付け、敦煌出土の品約と比較しつつ、はつきりと地域の特色を反映している点を主張している。また、警報を変えてしまったり、それが敵情に合わなかつたりした場合は、律に従つて厳重な懲罰を受けねばならなかつたという点をも指摘する。(3)は、副題に「兼采漢代的蓬火制度」とあるように、各簡の内容分析というよりは、烽燧の主要な職責を始めとした烽燧の制そのものを検討している。と同時に、居延都尉府発布の本品約以外に、肩水都尉府(張掖郡)・中部都尉府・玉門都尉府(共に敦煌郡)・東部都尉府(酒泉郡)発布とする各品約の断簡を提示している。(4)は、烽燧の制が先秦から存在している点を簡略に触れ、肩水候官・敦煌出土品約の存在を確認しつつ、各簡の個別考釈を行なうにとどまる。

以上、①～④は主に本品約の大枠を論じているのに対し、⑤・⑥は本品約の内容等に関し、よりつこんだ議論を展開している。

(5)は、漢代の烽火制度全般にわたり論じるが、とくに本品約については、中央政府が発布したものを「品」とし、郡太守府・部都尉の発布したものを「品約」と規定し、(1)簡～(8)簡までは後者が発布したものであり、(9)簡～(16)簡までは前者が発布したものであると位置付ける(なお、(1)～(17)の簡番号は、本稿で問題としている「塞上烽火品約」の簡番号である。以下これに同じ)。そして、侵入人數により「品」を、第一品：「虜十人以下在塞外者」、第二品：「虜十人以上在塞外、或一人以上、五百人以下入塞者」、第三品：「虜一千人以上入塞、或五百人以上、一千人以下攻亭障者」、第四品：「虜一千人以上攻亭障者」、第五品：「虜守亭障者」なる五品に分け、烽火信号を、第

一級：「昼挙一蓬、夜挙一莖火、母燔薪」、第二級：「昼挙二蓬、夜挙二莖火、燔一積薪」、第三級：「昼挙三蓬、夜挙三莖火、燔二積薪」、第四級：「昼挙三蓬、夜挙三莖火、燔三積薪」、第五級：「昼挙亭上蓬、夜挙離合莖火」なる五級に分けている。しかもこのほかに敵の侵入如何によつて補充信号が規定されていたとし、本品約の「塙上大表」がそれであるとみなして、肩水都尉府管轄下の「塙上⁽¹³⁾表」と補充信号上で区別があつたと主張する。

だが、「塙上大表」や「塙上表」を補充信号とみてよいかどうかは疑問である。この点諸家の論ずる如く、昼・夜の別で大枠の規定が存在し、挙烽数・燔薪と一セットで塙上大表があつたとみても何ら矛盾は生じない（表2を参照されたい）。

⑥は、烽火文書の分類にはじまり、烽火信号、烽火の運用と伝達にわたつて詳論されている。本品約についてとは、具体的な規定を示すものが「品」であり、一般的な規定を示すものが「約」であるとし、(1)簡から(16)簡までをさしかえている。すなわち、順に(1)簡・(2)簡・(3)簡・(4)簡・(5)簡・(6)簡・(7)簡・(8)簡・(10)簡・(11)簡・(14)簡・(13)簡・(12)簡・(9)簡・(16)簡・(15)簡とし、(1)～(13)簡までを「品」とみなし、(12)～(15)簡までを「約」と位置付けている。

⑤と⑥を比較すると、皮肉なことに、⑥が「約」と位置付けた、(12)簡・(9)簡・(16)簡・(15)簡が、⑤では「品」とされていて互いにかみ合つていない。⑥が簡をさしかえた理由は、「品」と「約」との分化のためであつて、それ以上の積極的理由はみあたらない。三候官の共約という本品約全体の内容や、先に示した出土情況等から判断すれば、①～⑤が示すように簡のさしかえの必要はないと考えられる。

⑦は、本品約の堠・塙・塙、烽・燔・煙、故・数、且・旦の字義をめぐつて展開しており、最後に烽火制度の

補述として、候長・隙長が烽火規定どおりに行使しなければ、責任をとつて罰せられる点を新居延簡を使用して指摘する。とりわけ後述するところの、⑥が「建武五年甲渠候官効候長王褒」効状「とした簡の摹本（翻刻本）が提示されている。

三 「塞上烽火品約」 訳注

以上の本品約理解のための予備的考察と諸家の研究史の整理をふまえて、本品約の全訳を試みたい。最近大庭氏の抄訳⁽¹⁴⁾が出されたが、それとは若干意見を異にする部分もある。なお、全文は注記のない限り①論文に従つた。注記した箇所の訳をめぐる私見は、後の注に示してある。

(1) ● 匈奴⁽¹⁵⁾入⁽¹⁶⁾殄北塞、^举二⁽¹⁷⁾烽、[□][□]塲⁽¹⁸⁾一、^燔一積薪。夜入、^燔一積薪、^举塲上離合^苣火、母絕至明。甲渠、三十井塞上和如品。(F一六：一)

〔匈奴が昼夜北候官の塞に侵入したならば、二烽並びに塲上に表一を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を燔き、塲上に離合苣火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。甲渠候官、卅井候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(2) ● 匈奴入⁽¹⁹⁾殄甲渠河北塞、^举二⁽²⁰⁾烽、燔一積薪。夜入、^燔一積薪、^举塲上二⁽²¹⁾苣火、母絕至明。殄北、三十井和如品。(F一六：二)

〔匈奴が昼夜甲渠候官の河北の塞に侵入したならば、二烽を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を

燔き、塙上に一箇火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。殄北候官、卅井候官は、互いに応ずること差等の如くせよ。」

(3) ●匈奴人昏入甲渠河南道出塞⁽¹⁹⁾、拳一燐、塙上大表一、燔一積薪。夜入、燔一積薪、母絕至明。殄北、三十井塞上和如品。(F一六・三)

〔匈奴が昏甲渠候官の河南道上の塞に侵入したならば、二烽並びに塙上に大表一を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を燔き、明け方まで続けて絶やしてはならない。殄北候官、卅井候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(4) ●匈奴人昏入三十井降虜隧以東、拳一燐、燔一積薪。夜入、燔一積薪、拳塙上一箇火、母絕至明。甲渠、殄北塞上和如品。(F一六・四)

〔匈奴が昏卅井候官の降虜隧以東に侵入したならば、一烽を挙げ、一積薪を燔け。夜侵入したならば、一積薪を燔き、塙上に一箇火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。甲渠候官、殄北候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(5) ●匈奴人昏入三十井候去⁽²²⁾、一隧以東、拳一燐、燔一積薪、塙上燔一。夜入、燔一積薪、拳塙上一箇火、母絕至明。甲渠、殄北塞上和如品。(F一六・五)

〔匈奴が昏卅井候官の候□隧以東に侵入したならば、一烽を挙げ、一積薪を燔き、塙上に煙一をたけ。夜侵入したならば、一積薪を燔き、塙上に一箇火を挙げ、明け方まで続けて絶やしてはならない。甲渠候官、殄北

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

候官の各塞は、互いに応ずること差等の如くせよ。」

(6) ●匈奴人渡三十井県索関門外道上隣、天田失亡、⁽²³⁾ 挙二⁽²⁴⁾ 烟、塙上大表一、燔一積薪、不失亡、母燔薪、它如約。

(F一六・六)

〔匈奴が卅井県索関門外の道を渡り、際に上り、天田が失亡したならば、二烽並びに塙上に大表一を挙げ、一積薪を燔け。天田が失亡しなければ、薪を燔いてはならない。他は約束の如くせよ。〕

(7) ●匈奴人三十井誠勢北隣県索關以内、⁽²⁵⁾ 挙一⁽²⁶⁾ 烟薪如故。三十井県□北誠勢隣以外、⁽²⁷⁾ 挙⁽²⁸⁾ 烟⁽²⁹⁾ □、母燔薪。(F一六・七)

〔匈奴が卅井候官の誠勢北隣並びに県索關門以内に侵入したならば、烽を挙げ、薪を燔くこと差等の数の如くせよ。卅井県索關門並びに誠勢北隣以外ならば、烽を挙げるここと差等の如くするも、薪を燔いてはならない。〕

(8) ●匈奴人入⁽³⁰⁾ 誠勢北塞、⁽³¹⁾ 挙三⁽³²⁾ 烟、后復入甲渠部累、⁽³³⁾ 挙亭上⁽³⁴⁾ 烟、后復入三十井以内部累、⁽³⁵⁾ □⁽³⁶⁾ 挙塙上⁽³⁷⁾ 烟。(F一六・八)

〔匈奴が⁽³⁸⁾ 誠勢北候官の塞に侵入したならば、二烽を挙げ、後に再び甲渠候官管轄内の各塞に侵入したならば、亭上に烽を挙げ、後に再び卅井候官の各塞に侵入したならば、塙上に直木烽を挙げよ。〕

(9) ●匈奴人入塞、守亭鄣不得下燔薪者、旁亭可⁽³⁹⁾ 挙⁽⁴⁰⁾ 烟、燔薪⁽⁴¹⁾ 以次和如品。(F一六・九)

〔匈奴が塞に侵入して、亭障をとり囲んでいるため、おりて薪が燔けなかつた場合、近隣の亭が代つて烽を挙げ、薪を燔け。順次に互いに応ずること差等の如くせよ。〕

(10) ●塞上亭隧見匈奴人在塞外、各舉⁽³³⁾燐如品、母燔薪。其誤、亟下燐滅火、候尉吏以檄馳言府。(F一六・一〇)

〔塞上の亭隧は、匈奴が塞外にいるのを発見したならば、それぞれ烽を擧げること差等の如くするも、薪を燔いてはならない。誤認し伝えた場合は、すぐさま烽をおろして火を消し、候・尉は檄に書し、馬を馳せて居延都尉府まで報告せよ。〕

(11) ●夜即聞匈奴及馬声、若日旦入時、見匈奴人在塞外、各舉部燐以次亭、晦不和。夜入、舉一苜火、母絕⁽³⁴⁾

夜滅火。(F一六・一一)

〔夜匈奴及び馬声を聞き、もし明け方に匈奴が塞外にいるのを発見したならば、各々で烽を擧げ、次へと伝へ、月の出ない闇夜には互いに応じなくとも良い。夜侵入したならば、一苜火を擧げ、夜には火を消してはならない。〕

(12) ●匈奴人入塞、候尉吏亟以檄言、匈奴人入□□都尉□□母絕如品。(F一六・一一)

〔匈奴が塞に侵入したならば、候・尉の吏は、すぐさま檄にて報告し、匈奴が□□に侵入したならば、都尉は絶やしてはならず、差等の如くせよ。〕

(13) ●匈奴人入塞、承塞中亭隧、擧燐、燔薪⁽³⁷⁾、□□□□燐火品約、宣□□□擧□□□薪⁽³⁸⁾。(F一六・一三)

〔匈奴が塞に侵入したならば、亭隧に受け継がせるに、烽を擧げ、薪を燔くこと、烽火規定の如くせよ。官は烽を擧げ、薪を燔け。〕

(14) ●匈奴人即入塞、千騎以上、擧燐、燔二積薪、其攻亭障塉⁽³⁹⁾□□、擧燐、燔二積薪、和如品。(F一六・一四)

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって 岡田

「匈奴が塞に侵入するにあたり、千騎以上であつたならば、一烽を擧げ、二積薪を燔き、亭障塉……を攻めたならば、一烽を擧げ、三積薪を燔き、互いに応ずること差等の如くせよ。」

(15) ● 県田宣 [] 丞尉官閔河記、亟令史 [] 謂 [] 誠勢 [] 部界中 [] 畜 [] [] [] 為令。 (F一六・一五)

〔県の田官……… (以下不詳)。〕

(16) ● 匈奴入塞、天大風、風及降雨、不具燐火者、亟伝檄告、人走馬馳以急疾 []⁽⁴²⁾。 (F一六・一六)

〔匈奴が塞に侵入したとき、天候が大風、風、降雨で烽火を具えることができなかつた場合、すみやかに檄を伝えて報告し、人馬を馳せて急ぎ知らせよ。〕

(17) ● 右塞上燐火品約 (F一六・一七)

〔塞上烽火規定は、右の如し。〕

四 罰則規定と対象者

上で述べた「塞上烽火品約」の規定に法つて、実際現場でどのように機能していたのかを窺い得る史料に、以下の如き建武五年の年号の入つた簡（以下「建武五年簡」と略す）がある。

「建武五年簡」は、一九七四年に破城子（甲渠候官所在地）で発掘された新居延漢簡であつて、初師賀氏の⑥論文に引用されたが、初氏はこの簡を候長王褒の罪を弾劾する文とみ、「建武五年甲渠候官効候長王褒『効状』」と名命されている。氏は本簡に対する歴史的位置付けを、「烽火司法文書類」の一つである「効状」と捉えている点に

特色がある。

また、何双全氏の⑦論文には、幸いなことに摹本が提示されているので、初氏や何氏の解釈文と図版とを対比検討することができるようになった。以下に全文並びに全訳を掲げる。但し、摹本を底本とし、⑥⑦の差異及び私見は注に記してある。

- (1) 建武五年十二月辛未朔戊子令史刻將⁽⁴³⁾殮（七四EPT六八・八一）
- (2) 詣居延獄、以律令從事。（七四EPT六八・八二）
- (3) 遷今月十一月辛巳、日且入時、胡虜入甲渠木中（七四EPT六八・八三）
- (4) 睿塞天田、攻木中⁽⁴⁴⁾隙。隊長陳陽為⁽⁴⁴⁾舉堠上⁽⁴⁵⁾（七四EPT六八・八四）
- (5) 燭⁽⁴⁶⁾、塢上大表一、燔一積薪。城北⁽⁴⁷⁾隙助吏李丹（七四EPT六八・八五）
- (6) 候望見木中隙有煙、不見⁽⁴⁸⁾燭。候長王寔即使（七四EPT六八・八六）
- (7) 丹騎驛馬一匹馳住逆辟。未到木中隙里所、胡虜四步人（七四EPT六八・八七）
- (8) 從河中出、上岸逐丹、虜二騎從後來共圍遮、略得丹及所騎（七四EPT六八・八八）
- (9) 驛馬持去。●案寔典主而擅使丹乘用驛馬（七四EPT六八・八九）
- (10) 為虜所略得⁽⁴⁹⁾、失亡馬。（七四EPT六八・九〇）
- (11) 煙不以時燔⁽⁵⁰⁾、而⁽⁵¹⁾燔堠上一⁽⁵¹⁾苣火、燔一積薪。燔⁽⁵²⁾举不（七四EPT六八・九一）
- (12) 如品約、不⁽⁵²⁾憚事⁽⁵³⁾。（七四EPT六八・九二）

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

〔建武五年（A.D. 29）一二月、辛未朔戊子、令史の刻将褒は居延獄に行き事を行う。一二月一日のあけ方に、匈奴が甲渠候官所属の木中隊のとりでと天田に侵入し、木中隊を攻めた。隊長の陳陽は堠上に二烽、塹上に大表一を擧げ、一積薪を燔いた。〕

城北隊の助吏であつた李丹は、木中隊から煙が上がつてゐるのを發見したが、烽はみえなかつた。城北候長の王褒は、李丹に駆馬一匹に乗らせて様子をみにゆかせた。まだ木中隊の里所に至らないうちに、匈奴四人が馬に乗らず徒步で河のあたりから出てきて、前岸から丹を逐い、さらに匈奴二騎が後からきて丹を囲み、丹並びに丹の乗つていた駆馬を略奪し持ち去つた。

案するに、王褒は監督責任者であるにもかかわらず、勝手に丹を駆馬に乗用させ、そのあげく匈奴に略奪され馬をも失うこととなつた。王褒は時にあたつて燔舉を以てせず、塹上に一箇火を擧げ、一積薪を燔いた。しかし、燔舉は規定のとおりではなく、非常時に憂慮していないことを示してゐる。」

本簡より明示できる主な点は四点ある。

第一点。木中隊長の陳陽が擧げた「拳二烽、塹上大表一、燔一積薪」は、「塞上烽火品約」の「入甲渠、河南道上塞」の場合の規定と合致することである。このことは「塞上烽火品約」が、後漢光武帝の建武初年期のものと考えられていた点を裏付ける結果となつた。

第二点。甲渠候官所属の隊の伝達順序として、木中隊→城北隊（城北候でもある）へという経路が判明した。

第三点。城北候長の王褒は、本簡の全体的内容や、(9)簡中の書き出し「褒」の字の上に二字分の空白があること等から推して、①監督責任者であるのに、勝手に駅馬を使用し、しかもその馬と李丹を匈奴に略奪された、②「品約」どおりに燔舉しなかった、という二つの罪で彈劾をうけたのであろう。いわゆる軍約違反である。こので示されている「品約」は、先に示したように、おそらく「塞上烽火品約」と同一規定であつたと考えられるから、当然王褒が燔舉した「堠上一苣火、燔一積薪」では違つてゐることとなる。

第四点。甲渠候官の令史の刻将褒が居延獄に行つてゐる点から、候長王褒は居延都尉府で処罰されたと思われ、烽火に関する何らかの罰則規定が、少くとも都尉府段階で明示されていたことにならう。

この点初師賓氏は、王褒が「県の獄」に送られたとする。⁽⁵³⁾ 民間人寇恩（本籍は潁川郡昆陽県市南里で、現在居延県都郷に客居している）の甲渠候官の候粟君に対する負債問題について述べている、建武三年「候粟君所責寇恩事」⁽⁵⁴⁾ 冊書を見る限り、たとえ甲渠候といえども民事訴訟に関しては、居延県廷がとり行なつてゐることがわかる。民事と軍事を別とする漢代全体の統治のあり方や、永田氏が表示する如く、軍事的機能が優先した張掖郡全体の統治組織からみれば、「居延都尉府下の獄」に送られたとみた方がよいであろう。ともあれ、本簡より烽火に関する罰則規定の存在が、都尉府段階で明示されていた点は想定されよう。

さて、程樹德が『晋書』刑法志に「興律の烽燧」とあることから、『九朝律考』卷一、漢律考三、律文考で、漢代の烽燧に関する規定は、興律中に入るべきものと位置付けてゐるように、漢代では興律の存在が伝えられている。内容は全く不明であり、その実態を知り得ないが、あえて本簡からの論点等を参考として想像を逞しくすれ

ば、罰則規定の基本的な大枠は興律に定められていて、「品約」等の規定に基づく細部にわたる罰則規定は、都尉府段階⁽⁵⁶⁾で明示されたと考えられないであろうか。

次に烽火規定に関する罰則対象について、管見し得る漢簡を参考にして考察を加えたい。

「建武五年簡」では、烽火規定に関する罰則対象者は、候長の王褒であった。

また、

鉢庭候長王護 坐隊長薛隆誤和受一箇火適載 転一両（七四EPT六五・二二八）⁽⁵⁷⁾

とあり、これは「鉢庭候長の王護は、⁽⁵⁸⁾隊長の薛隆が誤つて一箇火を受けたことで罰せられた」という意味である。何双全氏もこの簡から、自らの管轄する隊の隊長が誤つて信号を伝えた場合、その監督責任者たる候長が罰をうけると解釈している。⁽⁵⁹⁾まさに候長は、自らの管轄する隊で烽火規定と異なった事態が生じた場合、その責任をとらねばならなかつたのである。こうした点からみると、「建武五年簡」の候長王褒は先に示した罰以外に、候長としての責任をも追求された可能性がある。

また、

□里上造張憲、萬歲隊長居延沙陰里上造郭始、不知讀蓬火、兵弩不檠持憲□斥免。它如爰書、敢言之。（七四EPT五九・一六一）

とみえ、これは「万歳隊長の郭始が、烽火規定を読むことを知らず、兵器・弩器の弓だめができないので更迭された」と解し得る。隊長は烽火規定を知らなければ勤まらないし、並びに隊の責任者としてその責任を追求され

たとみられる。「建武五年簡」から「木中隊長の陳陽は烽火規定どおり燔舉したにもかかわらず、木中隊を管轄する城北候長の王褒は違反した」という意味が文面の裏から読みとれ、これは、木中隊長の陳陽が、もし烽火規定どおりに燔舉しなければ、当然王褒同様罰せられることを暗示している。こうしたことから烽火規定の罰則対象者に、隊長もあげられるとしてよい。

さらに、破城子出土で永田氏が『病卒名籍』として分類した簡に、⁽⁶⁰⁾

卒三人一人病 卒符澤月廿三日病傷汗



二人見 卒范前不知蓬火品（四六・九 図四七三）

がある。この簡の内容は、「卒三人中符澤一人が病氣にかかったため、現在二人となつたが、そのうち范前は烽火規定を知らない」というものである。これは甲渠候官所属の某隊から、某候を経て甲渠候官に送付されたものであり、簡の報告者は隊長であろう。これが永田氏のいわれる『病卒名籍』であるとすれば、符澤が病氣になつたため、隊長である私と范前とで烽火を擧げることになつたものの、范前は烽火規定を知らないのだという意味合いを『病卒名籍』中に加えて、隊長某が候に伝達したのである。三～五人位の守備する隊で、もし隊長のみならず隊卒の一人でも烽火規定を知らなければ、いざという時烽火を燔舉し得ず、守備機能の停止や軍事的損失をもたらし、ひいては互いの死を意味する結果になりかねない。まさしく隊卒が烽火規定を知らないことは、罪にあたると考えられよう。初氏は、卒らの大部分は文化程度が低く、「約」文を暗唱することはできても、「品」

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

の条文をよく記憶することは困難であるとし、また、この簡は官吏の成績を調べる簿冊に属しているのであるから、戍卒を罰したものはみられないとするが、卒は烽火規定を知らないのが前提であるとするならば、「病卒名籍」にあえて「卒の范前は烽火規定を知らない」と書く必要はないはずである。あえて記したのは、卒全員が熟知していることが当然前提にあつたからであり、しかも「三令五申」して熟知徹底をはかるという軍約のもつ性格から推して、卒は知らなければ罪にあたると考えた方がよいのではなかろうか。では何故このような報告をしたのかというと、初氏もいわれる如く、『病卒名籍』に官吏の成績を調べる目的があつたとすれば、隊長自身、自らの考課に傷がつかぬよう配慮したためではなかつたかとこではみておきたい。

以上より、烽火規定の罰則対象者は、候長・隊長並びに隊卒の一人一人にまで及び、「塞上烽火品約」は、全員の熟知徹底を基本に据えていたとみてよいであろう。

五 「塞上烽火品約」の特質と問題点

——むすびにかえて——

以上、論じてきたところから、本品約の特質と問題点を掲げ、むすびにかえたい。

本品約は居延都尉府から発布され、居延都尉府管内の甲渠・殄北・卅井なる三候官の共同防衛を規定している点より、この三候官を管轄する居延都尉府管内以外にはあてはまらない烽火規定であった。もちろん張掖郡には居延都尉府以外に今一つ肩水都尉府が置かれているが、肩水都尉府管内でも、本品約同様にそれのみに機能する烽

火規定が存在しており、更に、漢代河西四郡のうち敦煌郡では、中部都尉と玉門都尉の発布した烽火規定の存在が確認されている。⁽⁶²⁾これらの事例は、烽火規定が郡太守府下の都尉府段階で独自に発せられていたことを示している。

本品約に伴う罰則規定は、都尉府段階で明示されていたと考えられ、本品約の罰則対象者、すなわち本品約を知らねばならなかつた対象者は、候長・隊長から隊卒一人一人にまで及ぶものであつた。このことは、全員が熟知徹底しなければならないという、戦国時代以降漢代に至る軍約の一環として、本品約が性格づけられていたことを物語る。また、本品約が特定の集団以外には機能しないといった観点からすれば、かつて戦国時代に趙将李牧が匈奴に対し防衛上発した軍約や漢代の周亞夫の軍約⁽⁶³⁾と同一範疇に入る。以上が本品約のもつ特質である。

以下に、本品約をめぐる問題点について、三点提示しておきたい。

第一点、本品約各簡から派生する具体的な諸問題について。

(1)～(7)簡は、居延都府管内の三候官での共同防衛規定を示しているわけであるが、その中でもとくに(1)～(8)簡には三候官名が明示されている。(1)～(5)簡に着目すると、三候官中昼夜ともそれぞれ規定が異なり、三候官管轄のどこが発したものかは、これによつて識別できた。匈奴侵入経路中で、とりわけ卅井候官管轄地区の侵入経路は、降虜隊⁽⁶⁴⁾以東並びに候⁽⁶⁵⁾隊⁽⁶⁶⁾以東からであつて、当時二つの隊⁽⁶⁷⁾が最前線中、最も緊迫した地点であつたようだ。永田氏に従つて降虜隊がA 22 布肯托尼(Bukhen-torei)だとすると、降虜隊は卅井候官の最南端に位置する隊⁽⁶⁸⁾となる。なお、布肯托尼不近の辺塞は、亭隙に對して東側に連なつていて、匈奴はまさしく降虜隊の東側より侵入す

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

るのを常としたようであり、「匈奴が降虜隊以東に侵入した場合」といった基準が設定される点はうなづける。候□隙の位置は不明だが、おそらく辺塞は候□隙の東側に連なっていたと想像される。さらに、甲渠候官は河北と河南とに分けて管轄統制をはかつていたらしい。河はエチナ河であろう。

(9) 簡は、守備している時に不都合が起こった場合の特別規定であり、(10) 簡は、匈奴を塞外で発見した場合と誤認した場合の規定であり、(11) 簡は、夜匈奴の声や馬声を聞いた場合の規定である。(12) 簡は、匈奴侵入時の候・尉や都尉の役割を規定したものであつて、(13) 簡は、匈奴侵入時の候官のなすべき処置を明示した内容を示し、(14) 簡は、匈奴侵入時の人数に関する規定である。匈奴侵入時の人数については、②③④⑤⑥が示すとおり旧居延漢簡に、

匈奴人入塞及金闕以北、塞外亭隙見匈奴人擧烽煙□。

五百人以上能擧二燐。(二八八・七、甲二四〇九)

〔匈奴が塞及び肩水金闕以北に侵入したならば、並びに塞外の亭隙等が匈奴を発見したならば、積薪を燔き、烽・煙……を擧げよ。……五百人以上が侵入したならば、二烽を擧げよ。〕
とあるものや、敦煌漢簡に、

望見虜一人以上入塞、燔一積薪擧二蓬、夜二苜火、見十人以上在塞外、燔擧如一人□。
望見虜五百人以上若攻亭障、燔一積薪擧三蓬、夜三苜火、不滿二十人以上燔擧如五百人□品。

虜守亭障燔擧、昼擧亭上蓬、夜擧離合苜火、次亭遂和燔擧如品。(T二三一・e・〇三)

「一人以上の蕃人が、塞内に侵入するのを発見したならば、一積薪を焼き、三烽を挙げ、夜塞内に侵入したならば、二苞火を挙げよ。一〇人以上が塞外にいるのを発見したならば、一人(以上が塞内に侵入した場合と同様に)、積薪を焼き、烽・苞火を挙げよ。

蕃人が五〇〇人以上で亭障を攻撃したならば、一積薪を焼き、三烽を挙げ、夜亭障を攻撃したならば、三苞火を挙げよ。

規定(昼)
人數
場所

規定(夜)
人數
場所

居延
一人以上

肩水
一人以上

五〇〇人以上

一人以上

二積薪、一烽

一積薪、一烽

二烽

一積薪、二烽

一積薪、二烽

一積薪、三烽

三苞火

敦煌			肩水		居延	
			一人以上	五〇〇人以上	一人以上	一人以上
			塞内	一積薪、二烽	一積薪、一烽	二積薪、一烽
攻亭	攻亭	塞外	一〇人以上	一〇人以上	一人以上	一人以上
擊障	擊障		一〇人未満	五〇〇人以上	五〇〇人以上	五〇〇人以上

蕃人が亭障に侵入した場合、昼ならば望楼上に烽を挙げ、夜ならば離合苞火を挙げよ。次の際は、順次相応じて積薪・烽・苞火を挙げること差等の如くせよ。」

とあるように、ここにみえる人数と品約にみえるものとが、ほぼ同じ内容を

提示しており、大いに参考に値する。

ここにおいて、異なる三地点の烽火規定から、匈奴の侵入人数如何についてが判明した。ただし、時代は漢代であっても、前漢昭帝・宣帝期から後漢中期にかけてであって、漢朝と匈奴との歴史的関係の推移を考慮すれば、この員数をもつて一律に論じ得ないが、そのおおよそをまとめる「表1」のようになろう。

なお、匈奴侵入に対する具体的事例を示す簡に、

本始二年閏月乙亥、虜可七九騎、入卅井辟非□（二七一・九）

や、

永始元年九月庚子、虜可九十騎、入甲渠止北隊、略得卒一人、盜取官三石弩一、稟矢十一、牛一、衣物亡數、司馬宜昌將騎百八十二人、從都尉追。（五七・二九、甲四一〇）

がある。これらによれば、本始二年（前漢宣帝期）閏月乙亥の日に、卅井候官所属の辟非隊へ侵入した匈奴は七九騎であり、永始元年（前漢成帝期）九月庚子の日には、甲渠候官所属の止北隊に九〇騎の匈奴の侵入したことが理解できる。

(15) 簡は、不鮮明のため内容上不明であるが、県の田官がみえ、それがこうした品約中に現れていることは、県の田官（おそらく居延県の田官）が常に候官等を往き来していた点が推定できそうであり、あるいはこの地域に行なわれていた屯田に関する田官組織と候官・候・隊等の軍事組織との何らかの直接的関連を窺い知り得るかもしれない。永田氏によれば、屯田に關係する隊で、甲渠候官に属する隊としては、現在までのところ確認されてい

〔表2〕

簡番号	情 况	昼 侵入	夜 侵入
(1)	入珍北塞	拳二烽，塙上表一 燔一積薪	燔一積薪，拳離合 苣火
(2)	入甲渠河北塞	拳二烽，燔一積薪	燔一積薪，拳二苣 火
(3)	入甲渠河南道上塞	拳二烽，塙上大表一，燔一積薪	燔一積薪
(4)	入卅井降虜隸以東	拳一烽，燔一積薪	燔一積薪，拳一苣 火
(5)	入卅井候□隸以東	拳一烽，燔一積薪， 塙上煙一	燔一積薪，拳一苣 火
(6)	渡卅井縣索閼門道上隸 (イ) 天田失亡 (ロ) 天田不失亡	拳二烽，塙上大表一，燔一積薪 拳二烽，塙上大表一，母燔薪	
(7)	卅井誠勢北隸縣索閼以外 同 以外	拳烽燔薪如數(?) 拳烽如品(?)，母燔薪	
(8)	入珍北塞 後復入甲渠部累 後復入卅部累	拳二烽 拳塙上烽 拳塙上直木烽	
(9)	入塞，塞をとり囲まれ燔 薪不可能な場合	旁亭が拳烽燔薪	
(10)	匈奴を塞外で発見した場合 誤認した場合	拳烽，母燔薪 下烽滅火し，候・尉は警報を疾駆して 居延都尉府へ報告	
(11)	夜，匈奴人及び馬声を聞 いた場合	明け方 (イ)塞外に発見 した場合 (ロ)晦の場合	拳一苣火，滅火 拳烽不和
(12)	入塞 入□□(?)	候・尉は警報を報告 都尉は(?)	
(13)	入塞	候官中の亭隸にうけつがせるにあたり， 拳烽燔薪，如烽火品約。官は(?)	
(14)	入塞 (イ) 千騎以上 (ロ) 攻亭障塙□□□	拳一烽，燔二積薪 拳一烽，燔三積薪	
(15)	県田官 ?	? 不詳	
(16)	入塞 大風，風，降雨で不具烽火	人走，馬駆して至急報告	
(17)	帳 尻		

る第一隙から第三八隙までの、いわゆる番号隙⁽⁶⁷⁾と称せられる隙^がそれであるといわれている。残念ながら、甲渠候官からは田卒名籍の出土がなく、当候官下での屯田の存在に疑問がないではないが、新居延漢簡の発掘が、甲渠候官だけで六八六五枚に及ぶというのであるから、あるいはその中に田卒名籍が含まれているやもしれない。

田卒名籍や甲渠候官所属番号隙と屯田との関係をめぐる問題は、新居延漢簡の発表をまつて検討すべき今後の課題の一つとなる⁽⁶⁸⁾。(16)簡は、天候の関係で烽火を擧げられない場合の規定である。

以上の本品約各簡から派生する諸問題を考慮し、かつ、第三章の訳注の私見を交えて本品約の内容を表示すれば、「表2」の如くになる⁽⁶⁹⁾。

第二点、「品」をめぐる問題点について。

第二章でもふれたように、(5)(6)は本品約をとおして、漢代の「品」を法的な側面から問題とした論考もあるが、互いに論点がかみ合わないままになつていて

(5)が、「品」を中央政府が発布し、「品約」を郡太守府・部都尉が発布したものとする根拠は、「如品」を「中央政府が発布した『塞上蓬火品約』の規定により執行した」と解釈するところから生じており、中央政府が発布した規定と、居延都尉府が具体的な条件をもとに発布した規定とが、組み合わされて本品約を構成しているとみるとわけである。だが、その根拠とする点が不明瞭であり、また、(1)～(8)簡が居延都尉府の発布したもので、(9)～(16)簡が中央政府の発布したものとする基準も具体的に提示されていない。もし呉氏のいわれるとおりだとすれば、(9)

簡以降三候官名はみえないものの、(9)(10)(12)(14)簡にも「如品」と記述されており、これをどう解釈するのか。並びに、(1)～(8)簡が居延都尉府發布の「品約」とするならば、(17)簡は(8)簡の後にこなればならなくなるはずである。さらに、侵入人数を示す「品約」とみられる、本章で掲げた二八八・七、甲二四〇九簡、T二二・e・〇三簡や本品約の(14)簡からの侵入人数の違いをもつて、五「品」(第二章で示した)を推断したわけだが、時期も出土地点も異なる簡から、侵入人数の差だけで五「品」を設定してよいものであろうか、疑問である。

⑥が、具体的規定としての「品」と一般的規定としての「約」に分別する根拠は、「如品」「如約」とあるように、「品」と「約」が別になつてゐることと、『塩鉄論』復古篇等より、軽重、緩急などの異なつた情況によつて、異なつた級次、規定を「科」の下に設け、これを「品」といつたとみる点にあるようである。しかし、これらの根拠も極めて不明瞭である。すなわち、一般的規定と具体的規定との差異をどの基準で設定するのかという点が明示されていないし、かつ、「科」の下に「品」があるといふことの明確な提示がないからである。⁽⁶⁸⁾ 例えば(14)簡は、侵入人数に関する一般規定であつたとも考えられるし、(12)簡も匈奴侵入時の候・尉・都尉の役割を規定しているもので、具体的規定とも思われない(⑤はこの一簡を中央政府發布の「品」とする)。(10)、(16)簡も同様に考えられるし、(15)簡中に「誠勢北隣」の存在を認める以上、(15)簡は「品」とすべきではないのか、等々といった疑問が生じる。こうした⑤⑥の論点がかみあわず、今一つ納得できない直接の原因是、「品」 자체の不明瞭さに起因していよう。⑥があげた根拠の一つに『塩鉄論』復古篇がある。

大夫曰、故扇水都尉（肩水都尉）彭祖寧帰、言塩鉄令品、令品甚明。

王利器は『塩鉄論』校注⁽⁶⁹⁾の中で、「品」を使用した熟語に、「品令」「品式」「程品」「儀品」「條品」「科品」「法品」があることを示し、「品」とともどもこれらはみな法令の形式をもつた規定であると指摘している。だが、これらの語句は、どれもはつきりとした具体的な意味を説明してはいない。ここでは「品式」についてのみふれておく。

かつて守屋美都雄氏⁽⁷⁰⁾は、晋の「故事」を論ずるにあたって、『隋書』経籍志に引かれている、「故事」の具体的な内容をなす「品式、章程」の中で、「品式」については、その内容並びにできあがるプロセスを詳かにできないとしながらも、『周礼』地官司門の條の「幾出入不物者」の條の注⁽⁷¹⁾から、この場合の「品式」は、「國の門を出入するものの特出荷物の種類や個数等の細則の謂いであろう」とし、また、『漢書』孔光伝の孔光が尚書僕射敞を尚書令に推挙しようとしたときの記事⁽⁷²⁾を引用し、この場合の「故事」は、「尚書令の選任のしかたについて、初め定まつた規定がなかつたが、いつの時にか年次による選任の事実が見られるようになり、それが前例となつてそのまま慣例的方式として固定していくものをいうのである」としている。しかも「品式」が守屋氏の述べる「故事」を構成するものの一つであるとすれば、「品式」もその時々で行なわれた事例に基づき設定されたもので、臨時的性格をもつものということが想像され、烽火の「品」もその時々において変化する性質をもつものとみられないであろうか。問題点として指摘しておきたい。

そもそも漢代にあって「品」とは、『說文解字』卷二下、品部に、

品、衆庶也。

とある如く、「多くのもの」、「種類」、「差等」あるいは顏師古が『漢書』卷九四上、匈奴伝上で注する「等差」の謂いであろう。よって、烽火の「品」も、烽火に関する「多くのもの」、「差等」を意味するのではないか。
さて、当該時代の「約」は、はじめにでもふれたように、厳しい罰則規定を伴いながらも、戦闘集団や民間の社会集団内で集団の秩序維持機能を果たす役割を演じていた。まさに集団の構成員が誓いあうところに「約」の意義があつたと思われる。よって、上で述べた「品」を考え合わせると、「塞上烽火品約」⁽⁷⁴⁾とは、「塞上烽火の差等に關する軍事的約束」の意となろうか。

以上は推論部分も多く今後の検討を必要とするが、とりわけ「品」に関する問題点の一つとなろう。

第三点、烽火規定を知らねばならない対象者に関する漢唐間の差異について。

烽火規定を知らねばならない対象はどこまでであったかという点に関して、唐代と比較し、漢唐間の違ひの一つの問題点として提示しておきたい。漢代は上で述べた如く、候長・隸長・隸卒に至るまで全員が熟知しなければならず、罰則規定をも伴つてかなり徹底化されていた。一方、唐代では『武經總要』前集、卷五、烽火に、

凡烽火隱密、不令人解者、惟烽帥烽副自執、烽子亦不得知委。

とあり、烽号（烽火規定）は隠密にして人に知られぬよう以し、烽火の烽舉は烽帥と烽副のみがとり行ない、烽子には知らせぬまかせることのないようにする（「不得知委」）となつていた。こうした漢唐間の差異は何に起因して

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

いるのであろうか。それは、全員の熟知徹底を基本に据えた漢代の軍約のもつ歴史的性格に大きく規定されたとみられるが、この問題は、先秦から唐代に至る烽火規定について、その歴史的推移を考察した上で論じられねばならないだろう。

以上、多くの問題を抱えながら、「塞上烽火品約」をめぐって検討を加えてきた。推測に頼らざるを得なかつた箇所が多く、また、残された課題も多い。今後新たな史料の出土、例えば興律の存在の有無や『秦律』との比較が問われる『漢律』の発見⁷⁶などにより、本稿の一部修正をせまられる箇所が出てこないとはいはず、叱正をいただければ幸いである。

註

- (1) 「居延漢代遺址的発掘和新出土的簡冊文物」『文物』一九七八一。
- (2) 増淵龍夫「戰国秦漢時代における集団の『約』について」『中国古代の社会と國家』弘文堂、一九六〇年所収。大庭脩「前漢の將軍」『秦漢法制史的研究』創文社、一九八二年所収。
- (3) 「居延漢代遺址的発掘和新出土的簡冊文物」『文物』一九七八一。
- (4) 大庭脩『木簡』学生社、一九七九年、二一〇四頁参照。
- (5) 何双全氏は「△塞上烽火品約▽詮釈」『考古』一九八五—九、「堠」・「塙」等の筆跡字例を比較し、本品約の字例を「堠」・「塙」について「例ずつ示している」「堠」については「例示しているが、F一六・一六簡のものが重複している」とから推測して、筆跡を同一と考えていると思われる。
- (6) 永田英正「居延漢簡の集成」『東方學報』四七、一九七四年。
- (7) 初師賓氏「居延烽火考述」『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年所収)は、蓬を草で編んだ枠か木製の

梓の上に布帛で覆いをかけた籠形の物とする、いわゆる吹流しの類とみているようだが、初氏もいわれる如く、表と蓬とは分けて考えるべきであつて、四種に蓬を加えて五種とみた方がよいだろう。

(8) 初氏（前掲論文）は、本品約を「烽火律令章程類」としているが、律令章程とみてよいかどうかは、簡の長さ等からみて疑問が残る。

(9) 初師賓、前掲論文。

(10) 大庭脩「秦漢法制史の研究」創文社、一九八二年、『木簡』学生社、一九七九年、『木簡学入門』講談社、一九八四年、永田英正「居延漢簡烽燧考」「東方学報」三六、一九八四年、「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度」「敦煌講座三、敦煌の社会」大東出版社、一九八〇年所収、「居延漢簡の集成一、二、三」「東方学報」四六、四七、一九七四年、同五
一、一九七九年、「居延漢簡にみる候官についての一試論」「史林」五六一五、一九七三年等参照。

(11) 新居延漢簡の「候史広徳坐罪檄」(E.P.T五七・一〇八)によると、候史広徳は六つの際を管轄していたことがわかる（『中華人民共和国シルクロード文物展』読売新聞社、一九七九年参考）。

(12) 永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論」「史林」五六一五、一九七三年。

漢代居延出土「塞上烽火品約」をめぐって

岡田

(13) 地湾（肩水金闕所在地）出土の簡として、

臨莫隣長留人、戊申日西中時、受并山隣塙上表再通、夜人定時塙火三通己酉日□三三三一・五（甲一七〇五）をあげてある。なお、これらを⑥は『烽火戍務記録簿類』とし、永田英正氏（『居延漢簡の集成三』『東方学報』五一、一九七九年）は、烽隣勤務類中の先に示した『舉書』とし

ている。⑤が塙上大表と塙上表を区別する点は、「品約」が各都尉府で独自に発布されている以上、むしろ当然である。

(14) 大庭脩「木簡学入門」講談社、一九八四年一二六一
二九頁参照。

(15) ①・⑥（前章で列記した論文番号、以下同様）が示すとおり、写真版に「匈奴奴」とあり、原簡の誤記である。

以下の「匈奴奴」も同じ。

(16) ②は「塙上表」とし、③⑤⑥は「□蓬」とする。
②に従つ。

(17) 正しくは（七四・E・P・F一六・一）と表示すべきであろう。七四是一九七四年出土の意で、E・Pは破城子（漢代の甲渠候官所在地）で、発掘されたという意味を示

す記号であり、F一六は甲渠候官の建物の第一六室という部屋の番号である。

(18) ⑤⑥は「畠」と「甲」の間に「入」を補い、まさに従うべきである。③⑥は「塙」を「堠」に、③⑤⑥は「三十井」の後に「塞」を補う。

(19) ③⑤⑥は「出」の字を「上」とする。私見もこれに従う。

(20) ⑤は「薪」と「母」の間に□を入れ、⑥は「母」の前に「拳堠上二苜火」を入れる。(4)・(5)簡から推して統一性をはかるならば、「二苜火」を補つても決しておかしくはないが、ここでは一応そのまま原文どおりに訳出した。

(21) ⑥は「塙」を「堠」とする。(5)簡も同様に理解する。

(22) ③は「去一」を□とし、④は「上」とし、⑤⑥は「遠」とする。一応③に従つておきたい。永田氏のまとめられた最新の居延候際表（簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度『敦煌講座三、敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年所収六五、七〇頁参照）には、「候□際」なる際名はみえない。

(23) ③⑤は「一」を「一」とするが、写真版では不明。(4)・(5)簡より「一」ともとれるが、(7)簡を考慮して「二」としておく。

(24) ⑥は「燔」と「薪」の間に「二」を入れる。

(25) ③⑤は「闕」の後に「門」を入れ、③は以下を「拳蓬薪如数」とし、⑤は「数」を「故」とする。(4)は「闕」を省き、⑥は「拳烽燔薪如故」とする。私見は③に従う。

(26) ③は「北」を「外」とし、「外」を「内」とし、「□」を「如品」とみる。(5)は「県」を「塞」にする他は③に従っている。(4)は「□」を「如故」とし、⑥は「三十井県素闊、誠勢陰以南、拳烽如故」とする。私見では「外」はそのままにし、「□」は③に従い、「如品」か「如數」とする。

(27) (1)簡と矛盾するので、「二」の誤りではないか。写真版での判読は全く不可能である。

(28) 部と称するのは、所轄の際を包括しているためである（永田論文、注(22)参照）。

(29) ⑥は「拳亭上蓬」を「拳旁□烽」とする。

(30) ③は「三十井」の上に□を入れ、後に「三十井部累拳堠上直木蓬」とし、④は「□上蓬」を「一苜火」とみる。(5)は「三十井」以降を「三十井部累拳堠上□蓬」とするが、基本的なところは③に従うべきものと考える。

(31) ③⑤⑥は「可」を「為」とし、さらに⑤は「燔」と「薪」の間に「積」を補う。

(32) ⑥は「燔薪」を「薪燔」としている。

(33) ⑥は「拳」と「燐」の間に「部」を入れる。

(34) (5)(6)ともに「匈奴」の後に「人」を入れる。

(35) (5)は「以」を「□」とし、(3)は「晦」を「□」として、「絶□」を「絶尽□」とする。(4)は「絶□」を「絶尽日」とし、(6)は「以」を省き、「絶」の後に「昼」を入れる。私は(3)に従つておく。

(36) (3)は「匈奴人入□」を「匈奴人以□」とし、(5)は「入」の後を「□□」とする。(6)はこの箇所を「烽火伝都尉府」とみる。(4)は「都尉」を「燔薪」とするが不明である。

(37) (4)は「燔」以下を「積薪、其攻亭障……」とし、(6)は「承」の後に「乗」を補う。私見ではそのまま訳出した。

(38) (6)は「□舉」の後を「□烽、毋燔薪」とする。

(39) (3)(5)は「□□」を「辟田舍」とし、(6)は「壁田舎」とするが不明である。

(40) (3)(5)(6)は「二」を「三」とする。「三」とした方が、差が明示され理解しやすい。

(41) (3)は全文を「●県田官□入塞丞尉見蓬火起夜入吏□」

(42) (5)は「部界中民□畜□」とし、(4)は「県田官□部界…誠勢□部界…為令」として、(5)は「●

(43) (5)は「縣田官□入塞丞尉見蓬火起夜入吏□」とし、(4)は「縣田官□部界…誠勢□部界…為令」と示し、(6)は「●縣田官吏…令、

(44) (5)は「風及降雨」の「風」を「雖」とし、「具」を「挙」とし、「馳以」を「馳□以」とする。(4)は「人走」を「入走」とみる。私見では、「風」はそのままよいし、「人走」も同様である。(5)は「疾」の後を「□□」とし、(6)は「為故」とする。

(45) (4)は「疫」は初師賓氏に従つて「疫」とする。

(46) (4)は「風及降雨」の「風」を「雖」とあるが、(6)(7)のとおり「颶」とする。

(47) (4)は「迎」とする。

(48) (6)(7)は「得」とし、私見もこれに従う。

(49) (6)は(10)簡を省略している。

(50) (6)は(10)簡を省略している。

(51) (6)は「所」とする。

(52) (6)は「一宵火」を「一蓬」とする。

(53) (6)は「不憚事辺」を省略している。

(54) (5)は「論文」。

(55) (5)は「大庭脩『居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書』『秦漢法史の研究』創文社、一九八一年所収を参照。

(56) (5)は「永田英正『簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度』『敦煌講座三、敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年所収六四貢

民田畜牧者□…為令」とするが、全て不明とせざるを得ない。

(42) (3)は「風及降雨」の「風」を「雖」とし、「具」を「挙」とし、「馳以」を「馳□以」とする。(4)は「人走」を「入走」とみる。私見では、「風」はそのままよいし、「人走」も同様である。(5)は「疾」の後を「□□」とし、(6)は「為故」とする。

(43) (4)は「疫」は初師賓氏に従つて「疫」とする。

(44) (4)は「風及降雨」の「風」を「雖」とあるが、(6)(7)のとおり「颶」とする。

(45) (4)は「迎」とする。

(46) (6)(7)は「得」とし、私見もこれに従う。

(47) (6)は(10)簡を省略している。

(48) (6)は(10)簡を省略している。

(49) (6)は(10)簡を省略している。

(50) (6)は(10)簡を省略している。

(51) (6)は「所」とする。

(52) (6)は「不憚事辺」を省略している。

(53) (6)は「論文」。

(54) (5)は「大庭脩『居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書』『秦漢法史の研究』創文社、一九八一年所収を参照。

(55) (5)は「永田英正『簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度』『敦煌講座三、敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年所収六四貢

を参照。

(56) 或いは軍隊動員を直接司る郡太守段階とも考えられる。

(57) 墓本は「隊」だが、「隊」とすべきである。

(58) 館庭候の管轄する際の際長であるが、際長の上に際名が記されていないことから、館庭隊長の可能性があろう。

(59) ⑦論文。

(60) 永田英正「居延漢簡の集成」『東方学報』四七、一九七四年。

(61) ⑥論文。初氏のいわれる、卒の文化程度が低く、「約文は暗唱できても（簡単なためか）」「品」の条文は記憶できない（複雑難解のためか）といった理由付けの根拠もいささか腑に落ちない。初氏の論理展開からいって、卒にとつては一般的規定の「約」を知っているよりは、この場で直接役立つ具体的規定の「品」を知っている方が、より重要なことではないのか。

(62) ③論文参考。

(63) 為約曰、「匈奴即入盜、急入收保、有敢捕虜者斬。」(『史記』卷八一、廉頗藺相如列伝)

(64) 軍門都尉曰、「軍中聞將軍之令、不聞天子之詔。」(有頃、上至、又不得入。於是上使使持節詔將軍曰、「吾欲勞軍。」)

亞夫乃传言聞壁門。壁門士請車騎曰、「將軍約、軍中不得驅

馳。」於是天子乃按轡徐行。(『漢書』卷四〇、周勃伝)

(65) 永田英正「居延漢簡の集成」『東方学報』四六、一九七四年。

(66) 「額濟納河流域漢代亭障分布図」『居延漢簡』甲乙篇下冊中華書局、一九八〇年所収。

(67) 永田英正「居延漢簡烽隊考」『東方学報』三六、一九八四年。

(68) ⑥はこの点を論証するため、「後漢書」安帝紀、「旧制律令、各有科品」を引用しているが、「旧制律令」は誤りで、「旧令制度」が正しい。

(69) 王利器「塩鐵論」校注(上)、天津古籍出版社、一九八三年。

(70) 守屋美都雄「晋故事について」『中国古代の家族と國家』東洋史研究会、一九六八年所収。

(71) 其餘不足経遠者為法令、施行制度者為令、品式章程者為故事、各還其官府。(『隋書』卷三三、經籍志)

(72) 鄭玄注「不物、衣服視瞻不與衆同、及所操物不如品式者。」

(73) (孔)光以高第為尚書、觀故事品式、數歲明習漢制及法令。……〔以下省略〕……竊見國家故事、尚書以久次轉遷、非有踔絕之能、不相踰越。(『漢書』卷八一孔光伝)

(74) 從つて、本品約(6)簡にみえる「它如約」を、私見では

「他は約束の如くせよ」と解釈する。大庭氏（『木簡学入門』講談社、一九八四年、一二八頁参照）も同様の解釈をとつており、氏の真意は不明ながらも解釈上賛成したい。

（75）藤枝晃「長城のまもり」『自然と文化』別篇二、一九五五年。

（76）張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」「文物」一九八五一一。この報告中には興律の明示がない。